

## 登録マークの使用について

### 1. 登録マークを表示できる組織(事業所)の範囲

「労働安全衛生マネジメントシステム審査登録制度」に基づき審査登録された組織(事業所)は、登録マークを表示することが出来ます。

但し、登録マークを表示することが出来るのは、財団法人 日本電子部品信頼性センターが交付する審査登録証に記載されている組織(事業所)のみで、それ以外の組織(事業所)では表示することは出来ません。

### 2. 登録マークの形状、及びカラー等について

登録マークの形状

登録マークの形状を加工したり、そのイメージが変わるような極端な比率の変更は、原則として認められません。サイズについては、印刷された時に登録証番号や文字が肉眼で識別できる範囲にして頂きます。

また、登録マークの周囲に文字を表示するなど、マークを変えるような印象を与える表示等は避けて下さい。

登録マーク

登録マークの下部に、必ず登録番号を付記して下さい。



OHS

← 登録番号

登録マークの詳細

登録マークの指定カラーは次のとおりです。

\*RCJ(濃紺) OHSMS文字(参考:大日本インキ化学 206色)

\*線の色(青緑地に線は白色)

但し、上記の指定カラー以外に、淡黒色又は、淡青色いずれかに限り単色を使用することが出来ます。

なお、色見本については、登録証に添付してお渡ししました登録マークの清刷を基準にして下さい。

審査登録番号

登録マークの使用にあたり、すべての登録マークの下部に必ず審査登録番号を付記して下さい。

### 3. 登録マークを表示できる具体的な文書等

カタログ、及びパンフレット等

カタログ、及びパンフレット等への表示は、登録マークの下に審査登録番号を明記して頂きます。

[ 附属書 11A - OH ]

#### パッケージなど

製品を入れた包装箱などには、その製品自体が認証を受けているかのように誤解される恐れがあるため表示することは出来ません。

#### 名刺

登録組織（事業所）の環境システムに関係する職員が使用する名刺に登録マークを表示することが出来ます。

但し、登録マークの下部に審査登録番号を明記して頂きます。

#### 得意先宛などへの印刷物

FAX連絡用紙、レターヘッド、レポート用紙、注文書、納品書、及び契約書等に登録マークを表示することが出来ます。

但し、登録マークの下部に審査登録番号を明記して頂きます。

なお、保証書、取扱説明書等には、製品保証とみなされる恐れがあるため、登録マークを表示することは出来ません。

#### 広告関係への表示

キャンペーン用メモ用紙、紙袋、手提げ袋やカレンダー等へ登録マークを表示する事が出来ます。

この場合、登録マークの下部に審査登録番号を明記して頂きます。

新聞・雑誌などにOHSAS 18001：2007に関する広報を行う場合には、その広告内に登録マークを表示し、登録マークの下部に審査登録番号を明記して頂きます。

#### 会社名表示板・看板への表示

登録組織（事業所）内の掲示板等に登録マークを表示することが出来ます。

但し、登録マークの下部に審査登録番号を明記して頂きます。

#### 4. 登録マーク表示に登録組織名、認証機関名の追加明記の場合

3項に示した具体的な文書等への登録マークの表示に登録組織名、認証機関名を追加明記する場合には登録番号の下に登録組織名、認証機関名を明記することが出来ます。

なお、認証機関名を明記する場合は「財団法人 日本電子部品信頼性センター - 」又は「RCJ」と記して頂きます。

#### 【お問い合わせ先】

(財)日本電子部品信頼性センター システム認証部環境グループ  
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目4番13号 新第一ビル6階  
TEL: 03-3272-2615 / FAX: 03-3272-2926  
e-mail [ems@rcj.or.jp](mailto:ems@rcj.or.jp)  
ホームページアドレス <http://www.rcj.or.jp>